

# 令和元年度の財政運営検討W・Gの検討事項

資料2

項目	これまでの検討状況	令和元年度主な検討事項【残課題】
<p><b>保険料率</b></p>	<p>【共通公費の範囲】</p> <p>①退職被保険者保険料収納見込み                      ・翌々年度の事業費納付金必要額(前述基礎ファイル報告額)と加減算することにより調整。                      ・調整額は、当該年度の納付金算定にあたり提出した前々年度の市町村基礎ファイル(退職保険料・保険料軽減額)報告金額と当該年度の退職被保険者分保険料収納額(過年度分含む決算額)の差額。</p> <p>②過年度の保険料収納見込み(一般分)                      ・平成30年度同様、過去3か年の平均収納額の60%を納付金に設定。</p> <p>③保険者努力支援制度(都道府県分)                      ・平成30年度同様、事業費納付金及び標準保険料率の引き下げに活用。</p> <p>④算定可能な特別調整交付金                      ・算定省令第6条第1項のうち、「未就学児に係る医療費」、「特々調」を共通公費に追加</p> <p>⑤府独自インセンティブ                      ・上記財源の一部を保険料引下げに活用。</p> <p>【被保険者数・所得の推計方法】                      平成30年度推計結果の分析及び平成31年度国提示推計方法の妥当性を踏まえ、国が示す推計方法とおり実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度決算状況を踏まえた検証</li> <li>● 府全体の共通公費の範囲の検討                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①過年度の保険料収納見込み(一般分)</li> <li>②保険者努力支援制度(都道府県分)</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>保険料減免 ・軽減</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多子減免 検討スケジュールを整理。加えて、全市町村への意見照会を実施。</li> <li>● 旧被扶養者減免 国基準の改定に伴い、別に定める基準を改定。</li> <li>● 保険給付費等交付金(普通交付金)の対象 普通交付金の交付対象は、原則、『大阪府国民健康保険運営方針の別に定める基準及び同基準に基づく運用を満たしている場合のみ』であるが、保険料減免に係る普通交付金について、運用に基づくシステム改修をはじめとする準備を要することも踏まえ、令和元年度までは、運営方針の別に定める基準を満たしていれば、交付対象とする(経過措置として、運用については、これまでの各市町村の取扱いとすることも可能とする)。なお、令和2年度以降について、原則通りの取扱いとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多子減免 国における議論内容・全市町村への意見照会を踏まえた検討</li> </ul>
<p><b>標準 収納率</b></p>	<p>直近の収納率実績や、保険料抑制効果を勘案し、算定の基となる値を平成27～29年度実績に変更するとともに、設定条件を以下のとおり変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模別基準収納率 規模別平均収納率-0.5%</li> <li>● インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/4</li> <li>● 努力分 実収納率+0.6%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度決算状況を踏まえた検証</li> </ul>